

第5回鎌倉市共生社会推進検討委員会会議録

日 時	平成 31 年 1 月 11 日 18 時 00 分～20 時 30 分
場 所	鎌倉市役所 第 4 分庁舎 823 会議室
出席者	【委員】 池田委員、石川委員、石崎委員、菊谷委員、木山委員、小泉委員、 國分委員、椎名委員、鈴木会長、吉井委員 【事務局】 田中（健康福祉部次長兼障害福祉課担当課長）、菊池・中野（高齢者 いきいき課担当課長）、鷺尾・内藤（地域共生課担当課長）、山田（生 活福祉課）、佐々木（地域共生課）
傍聴	4 名

【委員会内容】

1 開会

事務連絡（事務局）

2 議事

- (1) 傍聴についての承認、傍聴者入室
- (2) 「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」について
これまでの意見のまとめと変更点について（事務局）
意見交換【内容は、別紙のとおり】
- (3) 条例制定後の市の取組について
【会議時間の都合により、省略】

3 閉会

あいさつ（田中健康福祉部次長）

事務連絡（事務局）

【意見交換内容】

経緯について

鈴木会長：パブコメや委員からの意見などをまとめてもらって、条例案として示してもらっている。まず事務局から説明をもらいたい。

事務局（内藤）：第4回委員会のあと、議会各党派への個別説明、市民へのパブリックコメントの実施、福祉事業者への個別の意見募集、地域包括支援センター・民生委員への説明と意見募集、庁内での意見募集や意見交換会、庁内の法制担当者との条文修正を行ってきたほか、全委員からも意見をうかがった。各委員からの意見をまとめたものを、議事録に代わるものとして、資料5として作成している。委員意見の概要としては、まず、条例全般について、社会的障壁の存在を明示したうえでその解決に向けて進みたい当事者の立場に立つか、あえて示さずともよいとの立場に立つかというところで、意見の相違があった。立場による捉え方の違いは、委員間のみならず、正解のないものだと捉えており、大切なのは、その捉えたものに対してどう行動していくかだと考えている。立場の違いで見方の異なってくるものは、社会的障壁や合理的配慮の扱い方などについても同様で、正直言って事務局としても、この委員会を通して揺れた部分である。ただし、最終的に軸足をどこに置くべきかを考えた時、この条例制定に当たってのスタート地点に立ち返り、身体障害者、子ども、高齢になることで心身の機能が低下した方といった目に見えやすい社会的マイノリティの方々のもとより、目には見えない、あるいは、もしかしたら名前さえない困りごとを抱えて生きにくい思いをしている市民が鎌倉にもいるかもしれない。その方たちに何ができるのかという視点を大切に、その方たちの思いを市民の皆さんにも知っていただきたいという意思を、まず表明したいと考えた。そして、社会的マイノリティへの施策をうっていくことで、結果として、全ての人にとって、便利で居心地の良い社会が実現するという考え方のもと、一部の人のためではない、すべての鎌倉市民のためになる基本的施策を規定した条例をつくらうと考えているところである。

前文についても、文言を整理していく作業の中で、引っ掛かりなく読める、読みやすい文章をパブリックコメント実施時には提案したが、実際に存在する社会的障壁や、多くの方にとっての「ふつう」や「当たり前」が社会の前提にあることで生きにくさを感じる方たちの存在を言語化し、そのために共生の意識を形成し、具体的な施策をうっていくことこそが、この条例を制定する目的であると考え、当事者側に軸足をおいた、当事者のリアルな声を取り入れた前文や条文の表現とした。条例としては少しイレギュラーな表現を使うことで、目にとめていただく仕掛けがあってもよいという考え方もあり、前文に、「私たちは、近くにいる人の生きにくさに思いを馳せたことがあるでしょうか」との特徴的な投げかけを加えた。この点は、年度途中からではあるが、当事者の方にも臨時委員としてご参加いただいたことで実現できたと考えている。こうした条例の全体像や前文の文言等につ

いては、委員の皆様はもとより、市民全体の合意はなかなか取れないものであるし、このような意見の相違がごちゃまぜにある社会こそが共生社会であるとも考えている。パブコメや他の意見聴取でも、前文についての関心は高く、様々なご意見をいただいたところではあるが、前文に関しては、内容の根幹にかかわるもの以外の表現について、最終的には事務局に一任していただきたいと考えている。

また、条例検討のスケジュールと今後についての意見があった。(資料5・3ページ下部) 条例案が常に動いていることに対する心配の意見がある一方、条文についての議論は大分尽くされてきたとの意見も多くあった。直接的な問いかけは今までしていないが、個別に意見聴取した限り、条例自体は最終形に近いと考えている方が多数を占めているという理解をしている。また、今後については、条例制定後も共生社会について検討する場を希望されている方や、期待をもって条例制定を待っておられる方もいた。地域共生課としても、議論の目的にあわせて形やメンバーを検討し直し、共生社会の実現に向けて検討する場を引き続き設けていきたいと、来年度の予算要求をしているところである。

今までの経緯は以上である。

目的・定義について

鈴木会長：項目ごとに説明してもらって、意見交換をしたい。前文は最後にして、目的・定義から説明してもらおう。

事務局（内藤）：＜変更点について説明＞

鈴木会長：質問・意見はあるか。

國分委員：「共生社会」の定義、説明が何回も出てくるので、第2条で定義しなくてもよいのではないか。くどいように思う。

石川委員：私も同感である。目的で共生社会そのものの定義を言っているのだから、あらためて同じことを言わなくてもよいのではないか。

鈴木会長：条例全体で使用する語であるので、あらためて確認のために入れるという考え方もあるし、いらぬという考え方もある。

石崎委員：若干くどいとは思いますが、色々考えがある部分であるので、明示しておいた方がよいのではないか。パブコメ案のように、目的で定義すればそれで済むのではないか。

事務局（鷺尾）：重複するのでくどいということも分かるが、色々な場面で使っていく言葉であるので、定義として明示した。

國分委員：それも分かるが、前文でも目指す共生社会の姿が書いてあるし、整合性をとった方がよい。趣旨としては一緒なのだろうが、表現が異なるのは紛らわしくないか。くどくてもいいので、入れるというのであれば構わないがどうか。

椎名委員：目的で定義してもいいし、変更した条文案では第2条で定義しているので、どちらでもいいと思う。確認という意味で現状の形でもよいのではないか。

吉井委員：共生について考えたことのない市民もいる。色々な言い方で表した方が、どれかにピンとくる人もいるかもしれない。一つの文言でずっと表すのは反対である。

鈴木会長：また後で、確認したい。

基本理念について

事務局（内藤）：＜変更点について説明＞

鈴木会長：基本理念は大事な部分であるが、もともと社会的障壁の解消から議論が始まっていて、それだけでなく、より上を目指すということで、第3条第1号から第3号までの表現とした。今までも議論してきたところであるが、社会的障壁の解消をそれと並べるのかどうかということは、あらためて議論したほうがよいと思うがどうか。

石崎委員：議論の前に、委員会の前にヒアリングを受けた時点では、社会的障壁や合理的配慮を除くという説明を受けた。しかし、現時点では含まれている。どういうプロセスで復活したのかを知りたい。

事務局（内藤）：今回、各委員に説明をしたものについて、順番に意見を聞きながら、案を修正しながらであったので、各委員に説明したものが異なっていることは、ご了承いただきたい。社会的障壁や合理的配慮を直接規定しなくても、この条例の内容自体が社会的障壁解消のためのものであるという委員の意見もあり一回除いたが、庁内での意見で、今まで社会的障壁をとるものとしてこの条例の制定準備をしてきたので、それをなくしてしまうのはどうかという意見があった。社会的障壁を規定するということは、社会モデルについて述べることであり、自己責任ではなく、社会としてやっていくという意味につながるため、言葉を変えて、盛り込んだ。

石崎委員：合理的配慮はどうか。私が受けた説明のときは、取って大丈夫かと心配したが、フアジーな文言と受け止めているので、取り除くことについてはいいと理解した。

事務局（内藤）：合理的配慮については、社会的障壁の解消についてのものとして障害者差別解消法で規定されている。この条例は、障害者差別解消法の対象を全市民に広げたものとして、準用し、対応について差が出るものではないという考えのもと、規定していた。分かりにくい言葉であるので、条例制定後は、丁寧に説明したい。

鈴木会長：持ち回りで色々な意見を聞いてきた中で、今ある案についてどうするかを議論すればよいと思うがどうか。

國分委員：「配慮」の方が一般の人には分かりやすいが、障害者の話をすると合理的配慮・社会的障壁という言葉を使う。なので、障害者差別解消法を知っている人からは、「配慮」という言葉では、法との兼ね合いが分かりづらい。合理的配慮は難しいが、細かく例示もされているので、それを説明すればよいと思う。合理的配慮は入れておいた方がよいと思う。

鈴木会長：どのように合理的配慮を定めたらよいか。私は、他の理念とのレベル感が違うように思う。

菊谷委員：以前の記載より、今回の方が、表現としては親切でよい。

椎名委員：私もそう思う。パブコメ案はしっくりこなかった。もし第3条で規定するのであれば、案であるように別項の方が分かりやすい。目的を達成する手段のうちの一つだとも思える。第4号にすると浮いてしまう。理念の内容と手段という分け方でどうか。理念は3つでいいと思う。ここで完結している。それを実現するための手段として、別項立ての方が整理としてはきれいである。

事務局（内藤）：現在の案では、第2項は理念であるという説明がないので、第4号として並べたらどうかという意見もあった。現時点では、第2項は理念ではない。

椎名委員：「理念を実現するに当たっては、」とはっきり書いてはどうか。

鈴木会長：今の話では、第3条は、共生社会を実現するための理念と、その手段であるという整理になるがどうか。

菊谷委員：第2項は、第1項各号のどれにも当てはまる考え方で、理念ではない。これで筋は通っていると思う。

石川委員：理念にあることに違和感があり、理念を実現するためにこの点に注意・配慮しましょうという規定であると思うので、補足的に「この取組を推進するに当たっては～」とつなげるか、基本的施策に入れるのではどうか。

小泉委員：理念は第1項の3つだと思う。障害者差別解消法の流れからきている姿勢が、前4回の会議でずっと出てきているが、やっと、「共生＝みんなでお互いを理解し合おう」という条文になったと思っていた。しかし、またこの考えが復活したので、そこはしっくりこない。施策に入れた方がすっきりする。

池田委員：私も小泉委員の意見に同意する。

鈴木会長：それでは、基本的施策と合わせて確認したい。

基本的施策について

事務局（内藤）：＜変更点について説明＞

鈴木会長：説明にあったように、重複していたことなどを整理してもらったので、分かりやすくなったと思う。個別に疑問点や、先ほどの理念の部分なども合わせてご意見いただきたい。

池田委員：第4号ウの包括的支援体制の整備について、対象を「市民及び家族」から「市民」に変えたのはなぜか。

事務局（内藤）：文言の整理として変更した。「家族」も「市民」に含まれており、パブコメ案では、「市民」でない「家族」の意味になってしまうということだった。内容は変えていない。

椎名委員：用語の整理だとしても、当事者とその「家族」への支援は明示した方がよいと思う。

國分委員：私も同意する。丸ごととか言われている中で、共生社会を規定するときに、そこが抜けるのはどうか。何らかの形で含めたほうがよい。

鈴木会長：私としては、「支え手」という考え方でどうかと提案した。この場合の「支え手」は、市民ではなくて遠くにいる家族なども含まれる。あえて入れるということかという意見はあるが、私たちの意見としては、「市民」だけではなく、何かしらの言葉を入れてほしいという意見であり、どのような言葉で入れるかは、法制的な話もあるので市で検討してもらいたい。

他にどうか。

椎名委員：先ほどの、社会的障壁の解消についての合理的配慮を基本理念に入れないとすると、基本的施策の第2項に戻すことになると思う。先ほど話した、基本理念の第2項で理念を実現するための手段だとすると、やはり施策なのではないか。パブコメ案の7-2と文言的には多少異なるが、似たようなことを規定している。

鈴木会長：今椎名委員からの一つの提案としては、基本的施策の第2項に前項の5号の施策を実施することで、社会的障壁を除去していくということであった。私の提案としては、第1号の意識の形成に入れるという方法もあると思うし、他にも方法があるかもしれないがどうか。内容的に入れた方がいいということは、みな同様の意見だと思う。

事務局（鷲尾）：基本的施策を整理したときに、パブコメ案では、基本的施策自体が社会的障壁をとるための施策であり、7-1と7-2の関係性が整理しにくかった。7-1で施策を定め、7-2でそれ以外すべての個別対応をするのかという意見もあり、そこまでの対応も難しい。新案第6条の基本的施策をきちんと実施していくための理念として、例えば、第1号イの「必要な啓発及び普及広報活動」を実施するときに、基本的に市がどのようなものを実施していくか定めるが、市民から要望もあることが想定される。その際に、すり合わせながら実施するという合理的配慮の考えを全体に関わるものとして定めようとした。施策を実施していくときに背景となる理念としたいと思っている。

國分委員：会長はどう考えているのか。

鈴木会長：意識の形成に入れる、第6条第2項とする、事務局の提案の基本理念とする、どれも否定することではないと思う。

池田委員：基本的施策の第1号で定めるのは、イメージがわからない。レベルが違うと思う。

木山委員：新案の基本理念の第2項で、事物・制度・慣行という言葉になると、「理念」とは違い、もっと物理的なものも入ってくる気がするし、「配慮」というと心の問題な気がする。両方入っているので、どちらにもとれると思うが、施策に持っていった方がよいのではないかと。基本理念が、第1号から第3号まで「市民が」から始まりそろっていることは、分かりやすいと思う。誰かがやってくれるのではなくて、私たち市民全員で変えていくものだと思う。

石崎委員：心のバリアフリーが重要であることは分かるが、基本的施策の第1号に入れるのは、内容をせばめてしまうことになるのではないかと。理念なのか施策なのかは悩ましい。

鈴木会長：そうすると、基本理念の第2項か基本的施策の第2項かであるがどうか。

石川委員：手段として、第6条第2項にある方が分かりやすい。

吉井委員：私もその意見に賛成である。第6条第2項に置くのが、一番無理がないのではないかと。

鈴木会長：委員会の提案としては、第3条の基本理念からは削除して、第6条第2項として、定めるのが我々の提案である。

事務局（鷺尾）：その場合の、第6条第1項と第2項の関係性は、どのように説明するか。

吉井委員：第1号から第5号までをどのようにやるのかということ、社会的障壁を合理的配慮で解消するという規定をする重要な考え方であるので、もう一回あえて言うということではないか。

椎名委員：事務局は、社会的障壁を解消することに重きをおいていて、吉井委員は必要かつ合理的配慮に重きをおいているのだと思う。

鈴木会長：このような社会を目指すという高い理念を掲げていて、施策でそれを具体化するものを挙げておきながら、第2項で障壁をなくすというと、また消極的な視点に戻ってしまう。

小泉委員：第1項を社会的障壁の解消にして、第2項で施策を並べて書いたらどうか。私はまだ言葉を知られていない中で、考え方の軸とすることにあまり賛成でないが、あえて入れるのであれば、そういう考え方もある。

鈴木会長：基本的施策を実施するための考慮事項という位置づけでどうか。

國分委員：ありだと思う。

事務局（鷺尾）：第6条の柱書で記載してはどうか。

鈴木会長：文量が大きい柱書は、法制執務上はあまりしない。

椎名委員：私は、第1号から第5号までで、漏れたものを救う条項ではどうかと思った。小泉委員の意見を反映させると、このような考え方もあると思う。第5号で言ってもいいかもしれない。

石川委員：事務局からの提案では、並列を意味しているのかと思ったので、第1号から第5号までの施策もあるが、それと平行して、社会的障壁を合理的配慮で解消するということを規定するのと思った。

事務局（鷺尾）：我々は、理念がよいと思い提案した。もともと社会的障壁を解消ということを議論の軸としてきたが、その後、それだけではなくもっと上の社会を目指していくという意見もあり、理念の第1号から第3号までの規定を追加し、これにより十分共生社会を目指すことが読み取れるので、案から社会的障壁の解消・合理的配慮をはずしたときもあった。一方、庁内からは、ずっと社会的障壁の解消を論点としてやってきており、当事者からの視点もあるので、はずせないのではないかという意見もあった。以上を経緯として復活させたが、理念に置いた方がいいのではないかということが一つと、第6条すべてが社会的障壁の解消のための列举であるので、椎名委員の言うように、5つの施策から漏れたものを救うということであれば違ってくるが、市として、施策以外のこともやりますと書いた以上、やらなければいけない。しかしながら、手立てがイメージできない。それよりも、市が取り組む基本的なところは理念にあるということで、いざというときには、施策に書いていなくても理念に書いてあるからやるという風に使われるかもしれないが、趣旨としては、以上のように考え提案した。施策を実施するのに合理的にやるという方法論

的なところで規定するのであればそれはそれでいいがどうか。

事務局（内藤）：私からは、社会モデルの描き方から説明したい。理念を実現する手段として社会モデルという考え方を説明できても、施策を実現する手段として社会モデルがあって、それを使って何らかの施策を実現するという書き方が難しい。社会モデルをきちんと位置付けるのであれば、施策には書きづらい。

鈴木会長：社会的障壁は難しいので、私は、社会参画の理念の中に社会的障壁の説明をしてはどうかと提案した。理念の第2項としても、施策の第2項としても、どちらにしる疑念が残る。

國分委員：市が基本理念であっても合理的配慮をやるということはすごいと思うので、それを受け入れたい気持ちもある。

鈴木会長：「基本理念等」として実現手段を入れ込むことは、技術的にもおかしい話ではない。

小泉委員：合理的配慮は調整することだと思うが、それを理念に入れていいのかと思う。理念は、どういう社会にしたいかである。よく分からない人から見て、社会的障壁の解消という強い言葉があって、合理的配慮の言葉がきて、どういう社会にしたいかがよく分からない。なので、理念でなく後ろに回してほしい。また、社会的障壁の解消を言いたいのか、合理的配慮を言いたいのか。それによっても書き方が異なるのではないか。

事務局（鷲尾）：小泉委員のご指摘のように、「合理的」はある意味行政がやらない理由にもとれる。一方で、社会的障壁の説明を見てもらうと分かるように、この条例では、市民が直面する何らかの障壁を規定しており、障害者差別解消法の障害者の限定を取り払い、全ての市民に広げたものである。民民の話や、家族間の問題など市が本来立ち入らない部分についても、ありとあらゆる障壁が訴えられる可能性もあり、市としてできる部分を記載した形になっている。

小泉委員：必要な文言だということは、よく分かる。

國分委員：「合理的」があるから市が逃げられるという意味ではない。大学における合理的配慮の事例を出しているところがあるが、その中身は当然と思えることばかりである。ただし、知的障害・精神障害に対する合理的配慮は難しい。

吉井委員：パブコメ案から個別対応が抜けており、一般的なことにまとめられているので、そのような誤解が生まれるのではないか。市民から求められたときには、合理的配慮をすることが本来の使い方だと思う。

國分委員：我々から言うと、市民から言ってこないと合理的配慮をやらないというのはありえない。色々な計画をつくるときに、これを入れないとどういう形で入っているかということになる。

鈴木会長：委員会としては、合理的配慮は、困っている人の側から必要があると理解しているので、条文に入れたいということになっている。行政からのサービスをカットする理屈として使うのであれば入れないほうがよい。合理的配慮は、障害者差別解消法で使われているが、実際裁判で別の意味で使われるときもある。それも踏まえて、我々はどう提案したら

よいか。

椎名委員：理念の部分では、主語がないから分かりづらい。誰が合理的配慮をするのかがよく分からない。また、社会モデルを定めるのであれば、違った書き方があると思う。よく分からないからじっくりこない。パブコメ案の7-2では、主語を明確化することを意識した。星山委員の市民から合理的配慮を求められるという権利を明示したいという主旨だったと思うが、それに対して、市がやらなくてもいいことを求められて大変になるという現場の意見があったことで、今回の案に落ち着いたのだと思う。一連の経緯を考えると、この文言になっている意味は分かるが、何を伝えたいのか、何を定めたいのかに忠実な文言としてほしい。理念に置くとすれば、「市民は、合理的配慮を求めることができること」となるのではないか。

鈴木会長：社会参画に入れることとは違うか。

椎名委員：違うと思う。

石崎委員：理念に規定すると、求める先はどうなるのか。前にも言ったとおり、市民から市民への合理的配慮になると難しい。

石川委員：理念の柱書があって、(1)・(2)・(3)と来ているので、第2項に違和感があった。第2項を市として残したいのであれば、第4条の市の責務に明確に規定してはどうか。

小泉委員：それに近いことは入っている。

椎名委員：それもありがたかもしれない。

小泉委員：市民が合理的配慮を理解していない中で、市が合理的配慮を行うと記載するのは、あまりにも強制的な気がする。戻って、基本理念に入れることも理解はできるが、最前線で目立ってしまう。なので、シンプルに施策の第2項とした方がよい。

石川委員：私も基本的施策に入れるのが良いと思うが、先ほどから市が行うことを明確にしたいという話だったので、提案してみた。理念に残すのは、反対である。

小泉委員：逃げようとしているとかではなくて、合理的配慮はみんなが理解しなければいけないことである。だから、市の責務とするのもおかしいと思う。相互理解で折り合いをつけましょうということである。

鈴木会長：確かに、障害者差別解消法でも、行政は義務で、事業者は努力義務なので、どう整理するか考えなければならない。石川委員は、第3条を基本理念等として、手段・配慮として第2項に残すのも反対か。

石川委員：基本理念に「等」をつけるのは、すっきりしない。残すのであれば、補足的に入れるしかないと思う。

事務局（鷺尾）：もともと、柱書に入れていたが、理念は実現するものなのかという法制的な整理もあり、今の形としている。

石川委員：実現ではなく、進めるとか考えるならいいのではないか。ただ、そこまでして理念に残すのか。

事務局（鷺尾）：それでは、もう一つの、基本的施策の第2項に、第1項第1号から第5号までを

合理的配慮しながらやるということによいか。

鈴木会長：これまでの意見をまとめると、基本的施策の第2項に、共生社会実現のための配慮事項という規定になる。行政側が理屈を設けてやらない言い訳とするのではなく、重要な施策としてやっていくという整理にもなる。

椎名委員：そうすると、市民の直面する社会的障壁の解消は合理的配慮により行われるという形ではなく、「市は」が主語になるのだと思う。

鈴木会長：市の施策であるので、そうなると思う。

石川委員：第6条の部分で、「次に掲げる施策」が何度も出てきて、読みづらい。

鈴木会長：技術的な話として、提案させてもらう。

もう1点、第1号アの教育の部分に保育も含めたいという意見を提案しておきたい。

事務局（鷲尾）：文言の部分は、法制的な整理もあるので、意図を汲める形で考えたい。

市の責務・市民及び事業者の役割について

鈴木会長：資料2の3ページに戻って、市の責務・市民及び事業者の役割の部分を確認したい。

事務局（内藤）：＜変更点について説明＞

鈴木会長：ただいまの説明について、意見はあるか。

なければ、私から1点、第4条第2項に、市職員への啓発を新しく入れたとのことだったが、この部分は、努める規定ではなく、きちんとやってもらいたいということを提案しておく。

災害時の対応について

鈴木会長：続いて、資料2の6ページ、災害等への対応について、説明をお願いしたい。

事務局（内藤）：＜資料修正…2行目「市民等」→「市民及び市内滞在者」＞

＜変更点について説明＞

鈴木会長：ただいまの説明について、意見はあるか。

國分委員：共生条例の中で規定するのであれば、この程度でよいのではないか。

計画等への反映等について

鈴木会長：続いて、計画等への反映等について、説明をお願いしたい。

事務局（内藤）：＜変更点について説明＞

鈴木会長：この部分は、他の条例と比較しても、充実しているところだと思う。意見はあるか。

菊谷委員：第2項の「基本理念を最大限尊重され」の意味が分からない。

事務局（鷲尾）：「基本理念を最大限尊重され基本的施策を踏まえた」は、全て「行政計画」にかか

っている。榊原委員からは、基本的施策を含めて行政計画を策定してほしいという意見があったが、基本的施策と行政計画の関係を考えると、基本的施策の方が幅広いため、法制上の都合で新案の表現とした。分かりやすく文言の整理ができればしたい。

鈴木会長：文言の整理として、第8条の意味として、他の条例等とこの条例に基づく規則等の整理について、両方読めるかということ整理してもらいたい。

國分委員：規則を制定するかどうかは、市がどう判断するかではないか。

鈴木会長：規則、要綱…という形は問わないが、実効性のあることをやってほしい、それがこの文言から読めるかということである。

國分委員：そういう意味であれば、理解した。今回の条例の一番の特色だと思っている。

前文について

鈴木会長：戻って、前文についてはどうか。

國分委員：2段落目の問いかけは、市の条例としてはどうか。やっていないということの前段であり、一生懸命やっている人にとって気分を害するような表現である。丸ごと削除しても問題ない。

鈴木会長：私は、おもしろい表現だと思う。

椎名委員：一生懸命やっている人から見たら、やっていると答えられるのではないか。

鈴木会長：他の委員の意見も聞きたいのと、法制的にも前文での問いかけは、おかしくはない。

池田委員：パブコメ案は、きれいであるが、興味や当事者意識を持つために、問いかけを入れてもよいのではないかと提案した。フックを利かせるような文言を入れたいと思った。個人的意見であるので、他にいい表現があればそれでもいいと思う。

椎名委員：私も問いかけはいいと思う。

小泉委員：私は、なくてもいいと思う。ここだけトーンが違う。

吉井委員：問いかけがなくても、意味が分かる。

石川委員：あえて入れなくてもいいが、インパクトとしてあってもいいと思う。

石崎委員：前文の中で、目立つし、若干情緒的で引っかかる。条例の中ではなくてもよいのではないか。

菊谷委員：問いかけではなく、「近くにいる人の生きにくさに思いをはせてみましょう。」ではどうか。

木山委員：私は、この文章でいいと思った。引っ掛かりが何かあったほうがよいと思う。しかし、國分委員の言うように、思いをいつもはせている人からしたらどうかということもあると思う。

鈴木会長：この条例の顔となる部分であるので、意見を踏まえて、検討してほしい。他に何か。

國分委員：他の計画などでも、前文のようなあいさつ文があったりするが、それらとの整合性をとってほしい。

小泉委員：共生社会は、日本だけの問題でなく、グローバルな視点も含んでいるが、条例で日本国憲法の引用はどうか。我々はよく世界人権宣言を引用する。

鈴木会長：日本国憲法の中では、まさに共生社会の根拠となるような一人ひとりの権利を謳っており、条約を排除するものでもないのでもいいと思っていた。世界人権宣言もあって、日本国憲法もあってもいいかもしれない。

椎名委員：議論はあるが、憲法は、条約よりも上位のものとされており、外国人についても可能な限り適用するとされており、違和感はなかったので提案した。明示的に「国民は」と書いてあることに抵抗がある意見もよく分かるので、工夫できないか。

國分委員：日本国憲法の精神を使っているので、構わないと思う。

事務局（鷺尾）：パブコメの意見もあったので、分かるように多様性の例示に「国籍」を追加した。

菊谷委員：日本国憲法と世界人権宣言を併記してもよいのではないか。

鈴木会長：これらの意見を含めて、事務局で検討してほしい。

まとめ

鈴木会長：最初の議論にあった「共生社会」の定義はどうか。

國分委員：どちらでもいいが、他との整合性を図ってほしいということである。

菊谷委員：パブコメでも、一般の人には「共生社会」についてなじみがないという意見があったので、きちんと定義で示した方が、安心である。

鈴木会長：それでは、以上の議論、意見を踏まえて、文言の整理はあると思うが、条例案について確認いただいたということでよいか。

委員：＜承認＞

鈴木会長：議事は、ここまでとする。